札障第5776号

令和３年（2021年）３月31日

各障害者支援施設　施設長　様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

食費等の基準費用額の改定に伴う補足給付額の見直しについて

平素より、本市障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

施設入所支援の利用者（以下「施設入所者」という。）のうち、20歳未満である者及び20歳以上の低所得者については、食費及び光熱水費の実費負担を軽減するため、利用者の収入状況等に応じ、特定障害者特別給付費（以下「補足給付」という。）の認定を行っております。

この度、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定により、施設入所者の補足給付に係る食費及び光熱水費に係る平均的な費用の額（以下「基準費用額」という。）が改定されました。

これに伴い、現に補足給付の認定を受けている施設入所者に対して、改定後の基準費用額に基づいた新たな補足給付額の認定を行い、見直し後の補足給付額を記載した受給者証等の交付を予定しております。

つきましては、各施設のご担当者様におかれましては、新たな受給者証の交付に伴う事務及び施設入所者への周知等について、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

１　基準費用額の改定内容

令和３年４月サービス利用分より、施設入所者の補足給付に係る食費等の基準費用額が53,500円から54,000円となる。

２　補足給付見直しの対象者

　令和３年４月以降も補足給付の認定を受けている施設入所者

３　新受給者証等の発送

厚生労働省告示の改正を受け、令和３年４月下旬までに各区保健福祉課から順次発送いたします。

４　関係資料

⑴　厚生労働省告示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙１

⑵　利用者あて案内文（参考）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙２

　　【 担当：障がい福祉課給付管理係　TEL211-2938 】